

異議申し立ての抑圧に抗して

—沈黙とアドヴォカシーをめぐる研究者の倫理

神 崎 宣 次

0. 学者たちの沈黙

自由に自らの立場を表明したり、自由にアイディアを交換したり、自由に互いの立場を批判したりできるということ。これらは哲学や倫理学をはじめとする学問にとって、それ自体の発展および公共に対する貢献の双方を可能にするための基本的な条件の一部をなすものとみなされてきた。しかしながら現実には、これらの活動を制限しようとする試みが生じることは残念ながら珍しくない。倫理学が関連する事例で最もよく知られているのは、一九八九年から九一年にかけてピーター・シンガーが経験したことであるだろう。この間の一連の経験について、シンガーは「ドイツで沈黙させられたことについて」(シンガー 1992 ≡ 1991) や、「バイオエシックスと学問の自由」(Singer 1990) といった論文で詳細に論じている。これらの二つの論文に基づいて彼の身に生じたことを要約すれば、以下のようになる。

一九八九年六月に予定された「生命工学、倫理学、精神障害」

に関するヨーロッパ・シンポジウムにシンガーは招待された。これはドイツにおける知的障害を負った子どもたちの親の組織 Lebenshilfe とオランダの同様の組織によって共同で組織されたものであり、ドイツのマールブルクで開催される予定になっていた。シンガーは、このシンポジウムへの招待だけでなく、その数日後に「重度の障害を持った新生児は生きる権利を持つか？」というテーマで講演してもらいたいというドルトムント大学のクリストフ・アンシュテツ教授(特殊教育)の依頼にも応じることにした。これらの機会においてシンガーは「重度の障害を負った新生児の両親は、担当の医師とともに、自分たちの生まれたばかりの赤ん坊が生きるべきか死ぬべきかの決定下すことができる」という、バイオエシックスにおける彼の見解を擁護するつもりだったという。彼のこのような見解は、誤解に基づいた反発を招きやすいだけでなく(先に挙げた二つの論文を見るかぎりでは、シンガーは彼を非難する人物の多くは彼の主張を誤解していると考えているようだが)正しく理解した上でなお同意しがたいと判断される可能性も十分にあるも

のと言つても、決して不当な評価を下していることにはならないだろう。彼自身が書いているとおり(シンガー 1992 II 1991)、シンガーが擁護しようとしていたのは、哲学者や倫理学者の間ですら、「決して非常識なものではない」ではないにしても「正統とまでは言えない」見解である。だが、もし仮にシンガーが自分の見解をアカデミックな議論という閉じた世界の中で述べているだけだったら、理性的に批判されることはあつても、以下に挙げるような熾烈な非難や攻撃の標的とはならず済んだかもしれない。

まず、シンガーがドイツに出发する直前になつて、マールブルクでの会議への招待が取り消された。ドルトムント大学での講演を彼が引き受けたために、安楽死についての自分の見解をドイツで広める手段を *Lebenshilfe* がシンガーに提供しようとしていると主張する余地を反対者たちに与えてしまったからだという。取り消しの理由は少なくともシンガーにはこのように伝えられた。またシンガーによれば、取り下げの手紙は、研究者の閉じた世界で彼の見解をアカデミックに議論するのと、公の場で彼の立場を広めようとするのとでは話が違ふとしていた。さらに、シンガーと *Lebenshilfe* に対する抗議のための示威行動を障害者支援団体がマールブルクとドルトムントで計画していることも、その手紙は伝えてきた。シンガーらに対する抗議は直ちにメディアの上でも展開された。『シュピール』誌は障害者組織のリーダーであるフランツ・クリストフによつて書かれたシンガーを激しく攻撃する文章だけでなく、シンガーの立場とナチスの行いを結びつけようとする写真も掲載した。

このように加熱した抗議は招待取り消しでは沈静化せず、シンポジウムそのものに対する批判として続行された。結果として、開催の直前になつて全ての催しが中止されることになり、すぐ後にドルトムント大学特殊教育学部もシンガーの講義を実施しないという決定を下した。かくして抗議者たちはシンガーを沈黙させることに成功したのである。

しかしながら以上がシンガーに起つたことのすべてではない。ザールブリュッケン大学哲学教授ゲオルク・メグレ博士が「ドイツでも安楽死の倫理について理性的に討論することは可能であることを示すために」彼の大学で講義しようシンガーを招いた。シンガーはこの機会を通じて、安楽死に関する彼の見解がナチスのそれとは全く関係がなく、むしろ対照的なものであることを説明しようとした。しかしながら、登壇したとたん、シンガーが話すのを妨害しようとする構えていた少数の聴衆による口笛と怒号が彼を迎えたのである。同様のことが九一年の五月にチューリッヒでも起つた。チューリッヒ大学の動物学研究所がシンガーに「動物の権利」についての講演を行うよう依頼したが、実際にはそれは行われなかつた。シンガーの講演が始まる前に、まず車椅子に乗つた障害者の集団が登壇し、「チューリッヒ大学がこのような悪名高い安楽死の唱導者 *such a notorious advocate of euthanasia* を招いて、障害者にも関係する道徳上の問題を論じさせようとしたという事実」に反対するという短い抗議を行った。それが終つてシンガーが登壇すると、今度は聴衆の一部が「シンガー出て行け! シンガー出て行け」とシュプレヒ

コールを始めた。相手に話をするこすら許そうとしない、このようなシユプレヒコールにナチズムとの相似を感じとつたとシンガーは書いている。そして、そのことを指摘しようとした瞬間、一人の抗議者がシンガーの背後に忍び寄り、彼から眼鏡を剥ぎ取って、床に叩きつけて壊した。こうして主催者は講演を中止せざるをえなくなった。

これら一連の出来事はシンガーに沈黙を強制しただけに留まらず、さまざまな余波をもたらした。先に挙げた二つの論文で詳述されているように、シンガー以外の応用倫理学者に対しても抗議や攻撃が行われるようになったのである。たとえば、デュイスブルク大学のハルトムート・クリームト教授はシンガーの『実践の倫理』(1979, 2nd ed. 1993, 3rd ed. 2011) を教科書とする講座を設けたが、組織的な妨害に遭い、講義の中止に追い込まれた。また、シンガーを講義に招いたアンシュテツ教授は、彼を解雇に追い込もうとする敵対的キャンペーンの標的となった。請願書が回され、ドルトムントのあるノルトライン・ヴェストファーレン州の科学研究庁長官宛に向けた手紙が書かれたが、手紙には特殊教育学の教員や学生が署名していた。このキャンペーンに対してドルトムント大学の学長以下の教職員が学問の自由を擁護する断固たる対応を取らなかつたことを、ドイツの大学教授の典型的な反応としてシンガーは批判している。(対照的にチューリッヒ大学学長は「学問における言論の自由の著しい侵害に対する憤慨」を表す声明を発表したと述べられている。)

またシンガーは、これら一連の出来事によって抑圧と脅迫の雰囲気広がってしまったことも深刻な問題と指摘している。たとえば、ドイツの出版人の間では一種の自己検閲が広まった。その結果として、重度の障害を負った新生児の取り扱いに関する見解を説明したシンガーとヘルグ・クレーゼの共著 *Should the Baby Live? The Problem of Handicapped Infants* (1985) は、ドイツ語版の出版を次々に断わられてしまった。

シンガーがドイツで沈黙させられたことは、ナチズムの歴史を背負ったドイツ語圏という特殊な地域、重度の障害を負った新生児の安楽死という特殊なテーマ、そしてそれに関するシンガーの特殊な見解といった限定された条件によって生じた例外的な出来事なのだろうか。それとも、研究者がその場での支配的な立場や空気によって歓迎されていない自分の見解を、それでも研究者として誠実に語ろうとするならば、ふりかかってくる可能性が常に存在する、いわば日常的なリスクなのであろうか。

本論では後者の理解に立つて、そのようなリスクに対して研究者が取りうる態度という観点に基づいた研究者倫理の可能性を検討することを目的とする。以下では、本論の主題となるこのリスクのことをブライアン・マーチン (Martin 1986) に従って、「(知的) 異議申し立ての抑圧」 *suppression of intellectual dissent* あるいは短縮して「知的抑圧」 *intellectual suppression*、抑圧等と呼ぶことにしたい。

本論は次のような構成をとっている。まず第一節と第二節では、

環境倫理学関連分野での知的抑圧の事例をそれぞれ検討する。そして第三節では、知的抑圧への抵抗の基盤となる研究者の倫理性に関わる論点を検討した上で、今後なされるべき研究の方向性を示したい。

議論に入る前に、以下の議論の性質と制約について二点述べておきたい。第一に、本論で扱う事例の記述は、シンガーのものも含めて、抑圧を受けた異議申し立て者の側（本人、あるいは伝記執筆者）による叙述に主に基づいている。つまり知的抑圧に関わる「事件」の一方の側の証言者だけに耳を傾けていることに、読者は注意してもらいたい。このため、実際の出来事の客観的な再構成と評価という点で本論の議論は明らかに制約を受けているし、またそれらは本論の関心ではないのである。むしろ本論の目的は、研究者たちが自分を異議申し立て者と認識し、知的抑圧のリスクの下でも異議申し立てを継続していく、そのあり方、いいかえれば異議申し立て者としての態度と自負という問題に光を当てることにある。つまり本論は研究倫理の事例研究というよりは、研究者たちが自身の倫理性をいかにとらえてきたかについての事例研究となることを意図したものである。

第二に、本論で扱う事例は全て、異議申し立てが（少なくとも異議申し立て者の主観的には）何らかの効果をもたらした、いわば「成功した」異議申し立て者の事例であることにも注意してもらいたい（たとえばシンガーは彼の講演会に押し寄せた反対者の一部との間で対話が始まりつつあると報告している）。そもそも比較的容易に

参照可能な文献が存在するということは、その事例においては抑圧が完全には成功しなかったことを意味しているのである。したがって本論で扱っている事例を異議申し立てと知的抑圧の問題についての典型を示すものとみなすことはできないだろう。われわれが参照することのできない事例の方が多数であり、さらには深刻な問題を含んでいるかもしれないという懸念こそが、知的抑圧についての倫理学からの研究を必要とする最も重要な理由の一つなのである。

1. 「お黙りなさい、ミス・カーソン！」⁽²⁾

民衆が、農業危害に対してある種の明白な証拠を握って抗議の声を発しても、彼らはやがて、まやかしの鎮静剤を飲まされてしまう。私たちは緊急に、いつわりの保証をやめなければならない。そしてまた、不愉快な事実を砂糖をまぶすことも止めなければならない。害虫防除の専門家によつて、予測される危害をこうむるよう強いられているのは、ほかでもなく民衆である。民衆は、現在の道をたどることが望ましいかどうか判断しなければならない。しかし、それはすべての事実を知らされた時にのみ可能である。ジャン・ロスタンは「耐えなければならぬ義務があるとすれば、それについて知る権利がわれわれに与えられるべきである」と言っている。（『沈黙の春』より。翻訳はブルックス 2007・1972：下巻 202。に基づく）

レイチェル・カーソンの『沈黙の春』（1962）は、出版前にニューヨーカー誌に抜粋が掲載された時点から、大きな反響をもたらした。

レイチェル・カーソンと『沈黙の春』がアメリカの農業政策とそれに関わる議論に与えた影響を扱った著作の中で、フランク・グレラム・ジュニアは次のように述べている。

一人の記者として、また自然保護主義者として、私は農業の使用と規制の最近の歴史をコミュニケーションの問題であると見ている。一九六二年、〈サイレント・スプリング〉の出版を境にして、この分野における閉鎖的な議論は終わった。レイチェル・カーソンは、とつくに皆に知らされていなければならなかった事実の、隠された部分を暴露した。彼女は情報の障壁を打ち破った。農業政策のその語の歴史は、たいていレイチェル・カーソンの審判に対する対応（賛否両方の）である。（彼女の批判者達は、〈サイレント・スプリング〉の影響を生かすつげようとした彼女の友人たちと同様に、効果的な働きをしたといえる）（グレラム 1970 = 1970: 9)

ここで述べられているように、この著作がもたらした反響には賛辞だけではなく否定的な反応、それも理性的な批判の範囲を超えた攻撃が含まれていた。こうした攻撃については、グレラムの著作やポール・ブルックスによるカーソンの伝記（ブルックス 2007 = 1972: 特に第20章）などの文献が詳しく記録している。これらの文献によれば、こうした攻撃の背後には『沈黙の春』に脅威を感じた化学工業関係の企業による工作があった。たとえば、「化学関係のいくつかの会社は、そこに働く科学者たちに対し、一行ごとに内容を検討し、この本の弱点をさがし出すように指示した」とされる（グレラム 1970 = 1970: 64）。

そうした企業の一つ、クロルデンやヘプタクロールといった農薬を生産していたペルシコール社は実際に行動を起した。『沈黙の春』が自社の製品である農業に対して「不正確、かつ悪意ある記述」をしているとして、一九六二年八月二日に出版元となるホウトン・ミフリン社に出版を考え直さなければ告訴も辞さないと通達したのである（ブルックス 2007 = 1972: 228, グレラム 1970 = 1970: 64, Smith 2008 = 2002: 173. なお、先に述べた抜粋の掲載は同年の六月十六日から行われたが、本として出版されたのは九月二十七日である）。これは明白な事前検閲の試みであつて、「疑いなく、化学関連企業は必死になつてカーソンを沈黙させようとした」のである（Sidens 2008 = 2002: 137）。しかしホウトン・ミフリン社は、ペルシコール社に記述のどこが問題なのかについての詳細な説明を求めた上で、両者に利害関係を持たない毒物学者に調査も依頼した。その学者によりカーソンの記述が正確であると確認されたので、ホウトン・ミフリン社はペルシコール社に『沈黙の春』を予定通り出版すると返答した（グレラム 1970 = 1970: 65）。またモンサント社は抜粋が掲載されてすぐに、虫によつて侵略された世界を描いた“The Desolate Year”（『荒廃の年』）というタイトルの『沈黙の春』のパロディを掲載した社内誌を作成し、新聞の論説員や図書評論家に配布した（グレラム 1970 = 1970: 79, Smith 2008 = 2002: 171）。

出版後も、カーソンの著作に対する否定的な書評や意見が、化学工業の業界紙だけでなく、『タイム』のような一般誌や、『サイエンス』のような科学雑誌でも展開された。さらに、

化学工業界は、彼らがレイチェル・カーソンによる脅迫と考えたものに対して、統一戦線ともいえるようなものを結成した。当時、ある化学会社は、(サイレント・スプリング)に好意的な記事を書いた園芸雑誌や、新聞の付録には、彼らの広告を依頼すまいと主張した。一九六二年十一月二日、化学工業協会(A.M.A.)は、薬剤使用の「積極面」を強調する特だね的な記事を毎月報道機関に郵送しはじめた。同様な資料は、およそ十万人の個人にも郵送された。全米農業協会は、広報活動のための予算を倍増し、(サイレント・スプリング)に批判的な評論の写しを数千部配布した。(グレラム 1970 = 1970: 72)

マイケル・スミスは『沈黙の春』およびカーソン自身に対する批判者を二つのカテゴリーに分類している(Smith 2008 = 2002: 171-172)。第一のカテゴリーの批判者たちは科学共同体のメンバーであり、かつそのほとんどが男性である。⁽³⁾このカテゴリーに属する批判者たちはカーソンのことを科学の素人か、そうでないにしてもいくつかの科学的エッセイを出版した「科学ジャーナリスト」⁽⁴⁾にすぎないとみなし、『沈黙の春』を執筆するために彼女が行った研究の信頼性を疑っていた。実際にはカーソンは、生物学の修士号しか持っていないかったとはいえ、米国漁業局(後に、魚類・野生生物の一部門となる)に勤務し、いくつかの大学で講義するだけの知識を身につけていたし、なにより、グレラムやブルックスの著作で詳しく述べられているように、『沈黙の春』の執筆にあたって多くの専門家とやりとりをし、多くの証拠を収集していた。にもかかわらず、そ

の著作には「非科学的」という印象を与える余地があったのも事実である。その主な原因の一つは、皮肉なことに彼女の作家としての文学的才能にあつたと思われる。⁽⁵⁾また、彼女の専門が生物学であつたことも、こうした印象の形成に影響したかもしれない。当時の批評を今日の眼で眺めてみると、評者によっては化学という「ハード」な科学と、生物学という「ソフト」な科学との間に暗黙の一線を引いていることが感じられるとスミスは指摘している(Smith 2008 = 2002: 172)。

また、カーソンの主張の科学的信頼性に対する評価に強く影響した要素の一つが性別であつたと多くの論者が指摘している。ほとんどのメンバーが男性であつた科学者共同体において、彼女は少数者あるいは部外者とみなされがちだったかもしれない。また、彼女の文学的才能が著作にもたらしている「エモーショナルな」要素は、「理性的な科学」にそぐわないものとみなされると同時に、女性的な特性として彼女の性別と結びつけられる場合が少なからずあつたのは確かである(Smith 2008 = 2002: 173-176)。

たとえば、タイム誌の科学欄に掲載されたある記事は次のように結ばれているという。「多くの科学者は野生生物に対するカーソン女史の愛情に共感し、自然平衡に対する彼女の神秘的な愛着に対してさえ同感している。しかしながら、(サイレント・スプリング)のなかにあらわれた彼女の情緒的で、不正確な激発は、彼女が愛しているもののためには役に立たず、いたずらに非専門的な民衆を驚かすことによつて、害毒を流すのではないかと、科学者は心配

している」(グレアム 1970 = 1970: 86)。

またカーソンが生涯独身であったことが、彼女の主張をとるに足らないものと断定したり、あてこすったりするための材料として持ち出されることさえあった。「独身であるという彼女の身の上自体が何らかの欠陥を表わしており、つまりは結婚していれば、こんな論争を起したりしなかつたらう」というのである (Smith 2008 = 2002: 176)。グレアムはそうしたあてこすりの具体例として、連邦

有害生物防除審査委員会の会合の傍聴者による、その様子の回想を記録している。「発言のあいだには、〈サイレント・スプリング〉に対する怒りにみちた攻撃と、カーソン女史に対するみだらなことが入りみだれていた」と、この政府の役人は言った。「私は覚えていますが、一人の著名な委員は、『私は彼女が未婚だと思っていたが、彼女はなんでも何でも遺伝について心配しているのだろうか』と言いました。他のある委員は、これをたいへんおかしがっていました。私は会議ぜんたいに、うんざりさせられました」(グレアム 1970 = 1970: 65)。

カーソンに対する批判者の二つめのカテゴリーは、スミスによれば、進歩という観念の擁護者たちであった (Smith 2008 = 2002: 172)。このカテゴリーの批判者たちによれば、カーソンは農業がもたらす恩恵や経済的利益という発展を、非現実的かつ情緒的に非難しているにすぎない。こうした批判者によっても、彼女の著作に含まれるエモーショナルな要素は、彼女の性別と結びつけられつつ批判された。

以上のような『沈黙の春』出版前からその後まで続く抑圧と中傷にも関わらず、われわれが現在知るとおり、その著作は世界中の人々に事実を知らせることに成功し、環境問題に関する人々の考えに大きな影響を与え続けている。

2. 森林のための戦い

学問領域としての環境倫理学は、リン・ホワイト・ジュニアやレイチェル・カーソンの強い影響の下に一九七〇年代に登場した。とりわけその初期に重要な役割を果たした研究者に、リチャード・ラウトリ (後にシルヴァンと改姓) とヴァル・ラウトリ (後にプラムウッド) を含めることに異論は出ないだろう。一九八〇年代にパートナー関係を解消するまで、この二人は“Routley and Routley”として共著の論文や著作を公表していた。そうした業績には、論理学や形而上学の領域のもの、そして環境倫理学に関するものが含まれている。環境倫理学の初期の展開における重要な業績としては、シルヴァンが一九七三年に書いた“Is There a Need for A New, An Environmental Ethic?”が有名であるが、同年には二人の共著として *The Fight for the Forests* (Routley & Routley 1973) という著作も出版されている⁹。主に環境関連領域における二人の業績を概観したドミニク・ハイドの論文 (Hyde 2008: 60-61) によると、その背景には、戦後の一九六〇年代終りから七〇年代始めにかけての時期におけるオーストラリアの森林政策と森林産業のあり方の問題があったとい

う。当時、将来的な材木需要予測に基づいて大規模なマツの植樹を行うために、ニュー・サウス・ウェールズ州南部にある古来の豊かな森林を広範囲にわたって伐採する森林管理計画が進行していた。この計画に対して、二人は「戦い」を始めたのである。

まず一九七一年に共著で「The Pine Planting Program in N. S. W. An Exercise in Environmental Irresponsibility」という八〇ページのドラフトが書かれ、それが回覧された後に、翌年 *Australian Quarterly* に「Pine Planting and Environmental Irresponsibility」という短縮されたバージョンが公表された。この論文は広く読まれ、連邦大臣トム・ウレンが植樹計画の財源に関する保安を潰すためにこの論文を用いるというような、影響力を持った (Hyde 2008: 62)。その後、二人は森林管理についてより包括的な分析を行い、その成果が *The Fight for the Forests* として出版された。

この著作の出版三〇周年を記念してオーストラリア国立大学で行われたシンポジウムにおいて、ジョン・ダガヴェルは、出版時この本がオーストラリア国内およびこの大学内で非常に論争を巻き起すものだったと述べている (Dargavel 2003: 1)。そもそも二人がこの著作を書いたのは、先に述べたように、当時の森林管理のあり方と「戦い」ためであった。同じシンポジウムでプラムウッドは次のように述べている。

この著作の主要な関心は、もちろん（現在ではそれは明白に思われませんが）「森林が持つ」材木としての「価値」以外の諸価値の重

要性と、オーストラリアの森林管理における教育、イデオロギー、そして実践にみられる材木生産の、その他の森林の「諸価値」に対する優越にあります。(Plumwood 2003: 3.) 「内は神崎による補足

つまり、材木としての道具的あるいは経済的な価値のみを森林の価値とみなし、その最大化を森林管理の唯一の目的とするという、当時のオーストラリアの森林管理の専門家・関係者間で支配的であった「材木生産イデオロギー」が想定された敵だったのである。言い換えれば、この著作は当時の森林管理の慣行に（その部外者が）真つ向からケンカを売るものだった。

ダガヴェルによれば、この本が持つ論争的なインパクトはその主張だけでなく、用いられているレトリック等にも起因している (Dargavel 2003: 4)。タイトルにある「戦い」というボクサー的な pugilist メタファーは、ある価値と別の価値との間の対立を戦闘的なスタンスにおいて設定するものであって、そうした対立は「共通する基盤を見いだすことによつてではなく、勝ち負けによつて解消される」しかないことを表わしている (ibid.)。したがって、この著作で論じられている価値の対立は倫理学でいう「真正の不一致」の例といえる。少なくとも著者たち自身はそう認識していただろう。それがゆえに、著者たちは自分たちが認める価値以外の価値（この場合は材木生産という森林管理業界が持っていた価値）を真正の価値と認めず、「材木生産イデオロギー」に染まった森林管理業界を「邪で、偽善的で、秘密主義的」などと中傷する言葉で描写しているのである (ibid.)。自分たちの立場をバランスのとれたものであるか

のように見せかける意図は、ラウトリーたちには全然なかった。本論のテーマは異議申し立てに対する知的抑圧であるが、そうした抑圧の方法には中傷が当然含まれている。異議を突き付けられた側だけでなく、異議を申し立てる側もポリティカルな効果を狙って相手側を中傷する場合があるという、ここでのダガヴェルの指摘は興味深い。⁽⁷⁾

いずれにせよ、こうした著者たちの態度が騒動の一因となったのは間違いないだろう。森林管理学部を率いていたオビングトン教授がこの著作のことを聞きつけ、ウィリアムズ副総長に自分が納得するような内容が書き直されるまで出版を差し止めるよう依頼したのである⁽⁸⁾ (Hyde 2008: 62, Routley & Plumwood 1986: 71, Plumwood 2003: 72)。幸いなことに、著作の出版元の部局である Research School of Social Sciences の部局長代理であったソウヤー教授がこの申し出に抵抗してくれた上に、原稿をチェックして法的措置を取られる恐れのあるような内容上の問題はないと確認してくれたので、この本は無事出版された。後年プラムウッドはこの騒ぎについて次のように述べている。

その検閲の試みは、一九七三年の初版の一ページの下部にある注意書きに出来事として記録されている（印刷過程のまさに最後のところで挿入された）。そこには次のように書いてある。「ここで表明されている諸見解は「オーストラリア国立」大学の森林管理学部による検討を経ておらず、したがってその学部メンバーの見解を、実

際には著者たち以外のいかなる人物の見解も、反映しているとみなされてはならない。」(Plumwood 2003: 7.「」内は神崎による補足)⁽⁹⁾

出版された著作の売れ行きはよく、すぐに内容が増補され第三版まで出版されたが、激怒した森林管理の専門家たちと、学内におけるその支持者たちからの嫌がらせは続いた (Routley & Plumwood 1986: 72, Plumwood 2003: 8)。たとえば、大学の学生による森林管理に関する雑誌は著者たちを中傷するために丸々一号を費やした。また一九七四年には、新しい森林管理学部長によつてリチャードと彼の R A の森林管理ライブラリー利用が禁じられた。さらに翌年、新しい版もしくは増刷のための資金が利用できないことを著者たちは知らされた。(この著作を含むと思われる) 大学の出版物に関する批判に対応するために、出版審査の手続きが変更されていたのだが、著者たちはその著書が審査の対象とされていたことすら知らされていなかったのである。

森林管理の当時の状況では、批判的意見に対する極度の抑圧があったとプラムウッドは三〇年後に語っている (Plumwood 2003: 8)。彼女は具体的事例にもいくつか言及している。一つ挙げるとある友人は、彼女たちとアイデアを議論しあい、公表済みの論文のコピーをくれたというだけで、研究プロジェクトを停止され、研究者としてのキャリア上の不利を招くことになったという。こうした批判を許さない状況においては、とりわけその領域あるいは専門

家集団の内部者が、その領域での慣行や「イデオロギー」への批判を行うことを萎縮させる効果が働くだろう。*The Fight for the Forests* が森林管理業界に対する批判を行うことができたのは、著者たちが自身が自覚しているとおり (Routley & Plumwood 1986: 72, Plumwood 2003: 8-9)、彼らが外部者だったからというのが大きかっただろう。この点については第三節で検討する。

3. 知的抑圧への抵抗の倫理的基盤としてのアドヴォカシーとその主体

以上で検討した二つの環境関連領域での事例（と生命倫理での一つの事例）は、当然のことながら研究者に加えられてきた知的抑圧のほんの一部を示したものにすぎない。環境科学における知的抑圧の事例と研究をサーヴェイしたロバート・ケーンによれば、「その現象を調査した全ての研究者は、環境科学を抑圧するために働く力は大きく、ますます増大していると結論している」(Kuehn 2004: 342)。知的抑圧研究の第一人者であるブライアン・マーチンも抑圧は（自由主義的な社会においても見られる）世界的な現象であると述べている（マーチン 1992）。彼によると知的抑圧とは、

ある学者が研究の成果を公表したり、講演したり、公言すること
で有力な利益集団の利益が脅かされる。そのために当の学者が攻撃
された場合を知的異議申立に対する抑圧と呼べるであろう。有力な

利益集団とは、典型的な例としては、企業、政府、あるいは専門家のグループである。(ibid.)

ここで抑圧の具体的な証言をもう一つ挙げておこう。クリスティン・シュレーダー＝フレチュエットは本論冒頭にも挙げたシンガールの事例に言及した後で、自らの経験について次のように述べている。

原子力発電と危険な廃棄物について私が書いたり話したりすることの一部を止めさせようとした産業および政府のグループによって、電話を盗聴されたり、脅かされ、脅迫されたり、嫌がらせを受けたり…… (Snrader-Frechette 2000 = 1994: 210)

ところでマーチンは抑圧 suppression を検閲や待遇差別のような、対象の活動を非暴力的に制限したり、禁止したりすることとして定義し、投獄や拷問まで含めた身体的暴力を伴う場合を repression としてこれとは区別している (Martin 1986: 2-3)。この定義ではシンガーが眼鏡を奪われて壊されたのはどちらに当るのか微妙になるが、抑圧の具体例としては以下のような行いが含まれるという。

……資金や仕事の機会を与えない、職に就くことを妨害する、テナユアを与えない、昇進させない、講座を閉鎖する、出版を行わせない、自由な発言をさせない、解雇する、嫌がらせをする、ブラックリストに載せる、評判を傷つける。これらは「直接的抑圧」の例である。「間接的抑圧」が生じるのは、暗黙の、あるいは明白な制

裁の恐れや、恐怖や同調圧力が全体的な雰囲気を占めているといった理由から、人々が公の発言や研究を行うことなどが抑制される場合である。(Martin 1986: 2)

本論で事例として取り上げたカーソンやプラムウッドやシルヴァン、そしてシュレーダー・フレチェットのように、強い決意によって異議申し立てを行おうとする(ごく少数の例外的な)研究者に対しては直接的抑圧が行われる(可能性がある)が、抑圧が効果を発揮する対象はそれだけではない。その事例と可能性を目的にすることを通じて、その他の不特定多数の研究者にも間接的抑圧が働き、そうした人々を萎縮させ、黙らせてしまうだろう。「最も効果を発揮する異議申し立てへの抑圧とは、抑圧を受ける側が自己規制すること」なのである(Marçh 1992)。

マーチンが指摘しているもう一つの重要なポイントは、こうした抑圧を特別な悪行としてではなく、ある意味で規則的に、繰り返し生じている現象として認識すべきだという点である(Martin 1986: 4)。したがって、シンガーの例のようなセンセーショナルな「事件」が発生した時に、それを知的抑圧の顕著な事例として論じるだけでは不十分であって、目に付かないところでも反復されている(そして、これからも反復されるであろう)現象の一つの表われとして検討することが常に必要となる。

実際、抑圧が行われたと証明することはしばしば困難とされる。ある研究者が昇進できなかったり、ある論文が掲載されなかったり

したときに、その理由が一目瞭然に不当であれば抑圧の疑いが強まるが、一見もつともらしい理由がつけられている場合も多いからである。たとえば、仕事ぶりが満足なものではないとか、論文の内容が要求される学問的水準を満たしていない等の「理由」が示されるかもしれない。そうした場合でも、もし仮に同程度の働き具合の同僚の研究者や同水準の論文と比べて扱いの違いが大きければ、抑圧があつた可能性が強まる。だが、いずれにしても抑圧があつたことを証明するのは簡単ではないし、そうした扱いを受けている研究者の側でも更なる抑圧を受けるはめになるのを避けるために事を公にしつたがらない場合も多数あると思われるので、表面化した事例は氷山の一角にすぎないと考えるのが妥当だろう(Marçh 1992)。

研究者に対する抑圧の可能性がより深刻かつ日常的なものになっている理由の一つが、大学等での研究が国や企業からの資金援助に依存せざるをえない状況にあることは、多くの論者によつて指摘されている。⑩。そうした状況下で「研究活動を追求したり、研究成果を伝達したりする」という、大学に所属する研究者の科学上の自由はますます危険な状態」に陥つているという(Kuehn 2004: 333)。大学やその他の研究機関は企業や国といった資金源の機嫌を損ねるわけにはいかなくなつてきているために、所属する研究者の活動に干渉する必要があるとますます考えるようになっていくかもしれない。

では研究者の側には、こうした抑圧やその可能性に対抗する手立はあるだろうか。実践的な手立てとしては、マスコミなどを通じて公表したり、抑圧を受けている研究者を支援するネットワークを

構築したりということが考えられる⁽¹³⁾。理念的な手立てとしては、シンガーのように学問の自由 academic freedom に訴えかけることも可能だろう (Singer 1990, シンガー 1992 ≡ 1991)。しかし、(本論では詳細に論じることはできないが)学問の自由にも制限がある上に、少なくとも本論の議論の文脈では、この理念は抑圧やその可能性に抵抗して、沈黙せずに語ることが許されるという研究者の権利を示すにすぎない。だが、知的抑圧の問題に関わる研究者倫理を論じるには、専門家あるいは社会的エリートとしての研究者が公共に対して負うと期待されてきた、「言うべきことを公に発言する」という積極的な責任についても検討しなければ不十分だろう。

シュレーダー ≡ フレチエットは、そうした義務を環境アドヴォカシー Environmental Advocacy の問題として論じている。彼女によれば、「科学者、哲学者、そしてその他の知識人による環境アドヴォカシーは、それを行うことが許容されるだけでなく、おそらくは倫理的に命ぜられるものでもある」(Shrader-Frechette 2000 ≡ 1994: 209)。環境に関わる問題では異議を申し立てなかった場合に取引返しにつかない結果になる場合があるために、研究者はより強い義務を負うというのが、この主張の主な論拠の一つとなっている⁽¹⁴⁾。

シュレーダー ≡ フレチエットは、このような環境アドヴォカシーの具体的な内容を、専門家として執筆したり話したりする際に「パルチザン的な意味で」ある立場にコミットすることとして説明している (210)。この主張は二つの点から理解されなければならないだろう。まず、この主張は「科学に関わる意思決定に要求される客観

性は価値中立性によって達成されるわけではない」という彼女の科学哲学および研究者倫理における基本的主張のヴァリエーションとして、すなわち、古い実証主義的伝統に基づいた「価値中立的な科学」という理念と、それに基づいて主張される科学技術に関わる意思決定における倫理的相対主義を批判するものとして理解されなければならない (211-212)。たとえば、環境に関わる意思決定の帰結が不確実である場合、認識論的にはよい結果が出るか悪い結果が出るかわからないからといって、研究者はどの選択肢を選ぶべきかについて中立的であるべき、したがって沈黙すべきということにはならない。むしろ倫理的な観点からは、帰結が不確実であるならば、何もしないという選択肢を含めて最悪の可能性を避けるための選択を推奨すべきである⁽¹⁵⁾。不確実性が存在する状況下では (そして環境問題は本質として不確実性を伴う問題である)、このように安全性の方向に偏った判断にコミットする立場こそが、倫理的な意味で客観性を持つ立場なのである。

ブルックスによれば、これと同様の主張をカーソンも行っている。次の引用部でカーソンが『沈黙の春』の執筆にあたって構想している「明確な別個の思想体系」の可能な具体的表現の一つが、シュレーダー ≡ フレチエットのいう環境アドヴォカシーだと言つてもよいかもしいない。

……彼女「[カーソン]はこの論争の核心にある重要な知的不一致に気付いていた。その不一致というのは、既成の事実から積極的に

可能性を予測する科学者と、危害がまだ証明されていないから危害はないとする「実証主義者」との間のものである。

「……(ついでのことながら、私はこれらのすべてのなかに心理的な要素が働いていると信じます。そのような人びと、とりわけ専門家たちは、『あること』が悪いという絶対的な証拠を持たない限り、単に疑わしいというだけでは、その『あること』に反対の態度を明らかにすることをよしとしません。彼らは個人として鋭い疑惑を抱く問題には食いついて行くでしょう。ですから、私は「この本のかで」明確な別個の思想体系を打ち立てていくことが最も重要なことであると考えます)」(ブルックス 2007 ≡ 1972: 下巻 138; 最初の「」は神崎による補足)

環境アドヴォカシーを理解するためにもう一つ重要なのは、それが「パルチザンの」≡ 党派的であるということ、いいかえれば何らかのイデオロギーにコミットすることを肯定しているという点である。このことは環境アドヴォカシーが、(理性的な議論であるかぎり) 内容が気に入らないからといって相手を沈黙させようとすることは許されないというシンガールの学問の自由の主張ではなく、プラムウッドとシルヴァンのボクサーの態度と近い性質を持つことを意味する。つまり、価値観同士の間の戦いを、何があっても相手を打ち倒すことだけを目的とする戦いを、相手に対して挑むという態度がここには見られる。

The Fight for the Forests 出版三〇周年記念シンポジウムで、ニール・ハンフリーはその著作が示しているボクサーの態度を次のように批

判している。

非難の心理学は、さまざまな大義をアドヴォケートする多くの者たちが、「自分たち」は真理を手に行っているだけでなく、真理への鍵をも所有していると主張することを通じて、共通して用いるテクニックである。したがって、ラウトリーたちが森林管理者に帰属したこうした態度は、彼ら自身が示している態度と全く同じものである。(Humphreys 2003: 2)

要するに、「材木生産イデオロギー」に染まっているとして森林管理業界を批判した(そして、そのことによって非難や中傷を受けることになった)ラウトリーたちも、「環境主義イデオロギー」とでも呼ぶべき、別のイデオロギーに基づいて、相手側を非難したり中傷したりしたではないかというのである。

これは本論が目指しているような研究者倫理を構想する上で、検討しておかなければならない論点である。⁽¹⁶⁾なぜ、あのイデオロギーではなく、このイデオロギーが倫理的に正しいと言えるのか。ボクサーの態度をとる研究者には、この問いが常に向けられるだろう。

シュレーダー ≡ フレチエットは、環境と生命が被る危害の可能性や程度の度合い等の事実的条件が、環境アドヴォカシーの倫理的客観性の基盤となると主張している (Shrader-Frechette 2000 ≡ 1994: 215-216)。したがって、ある特定のイデオロギーにコミットした環境アドヴォカシーを行おうとする研究者は、自分の立場が拠って立つ事実的前提を擁護しなければならないし、そのための調査を行わ

なければならぬ。また、こうした事実的前提に関しては異なった立場にコミットする研究者同士でも互いに検討しあうことが可能であるので、相互のイデオロギーもしくは倫理学上の形而上学に基づいた戦いではなく、客観的な議論を行うための共通の基盤となりうる。

ここまででは間違いなく正しい主張だろう。しかし、シュレーダー⇨フレチェット自身も論じているとおり、どれだけ事実に関する調査を行っても完全ということはなく、不確実性が残るとするのが環境問題の本質だとすると、どのイデオロギーが倫理的に正しいのか、シュレーダー⇨フレチェットが考えるようなアドヴォカシーが正当化されるか、決定するのはしばしば不可能ということになる。シュレーダー⇨フレチェットは、このことを「環境アドヴォカシーが持つ明白な問題」と呼んでいる(219)。

この問題に対して彼女が提出している解答は、どこまでいっても不確実性が残るといふ「事実」こそが、安全性に偏った保守的な判断を行う立場にコミットする環境アドヴォカシーの倫理的客観性の事実的前提となる、というものである。だが、これは倫理学的には不十分な解答ではないだろうか。なぜなら、環境問題には不確実性が伴うという事実を前提した場合、安全性に偏った判断を行うべきだという主張自体は十分に理解可能ではあるが、なぜそのような理由を彼女が全く説明していないからである。そして、その理由を説明するには、ハンス・ヨナスが『責任という原理』(2010 = 1979)で展開したような、形而上学的議論が最終的に必要にな

るのではないだろうか。¹⁷⁾シュレーダー⇨フレチェットは環境問題に取り組む応用倫理学者が思弁的かつ擁護できない形而上学に関心を持つることについて批判的な調子で述べているが(Shrader-Frechette 2000 = 1994: 215)‘ここでは彼女自身が未だ倫理学的には擁護されていないイデオロギーを暗黙のうちに前提しているように思われる。

こうした批判に対して、この論文では理論的問題ではなく実践的問題を扱っているのだとシュレーダー⇨フレチェットは反論するかもしれない(209)。たしかに実践的文脈、たとえば二〇一一年九月(本論の執筆時)の日本の状況においては、安全に偏った判断を下すべきという立場をとる理由は誰の目にも明らかだろう。しかし、だからといって彼女が主張する環境アドヴォカシーの倫理的客観性についての倫理学的説明が不十分であることには変わりがない。その上、もし個別の問題に関わる環境アドヴォカシーの正当化がその問題が位置付けられる実践的文脈のみ求められるならば、深刻な文脈が誰の目にも明らかになつてはじめて環境アドヴォカシーが正当化されるといふことになるかもしれない。だが、事後的に、つまり手遅れになつてはじめて正当化されるというのであるならば、シュレーダー⇨フレチェットの環境アドヴォカシーはわれわれにとつてそれほど魅力的な倫理学上の概念ではなくなるだろう。したがつて、扱う問題に不確実性が常につきまとう以上、環境アドヴォカシーには正当化されない部分が必ず残ると考えた方がよいかもしれない¹⁸⁾。

さらに、知的抑圧やその可能性を跳ね返して環境アドヴォカシーを行うことが研究者の義務であるという主張は、少なくとも平均的な研究者にとつては、高すぎる要求なのではないかという懸念も当然提出されるだろう。実際ケーンのサーヴェイでは、報復を恐れて多くの環境科学者たちが、ある種の研究に従事したり、ある種の問題について意見を述べたりしたくないという結果が示されている (Kuehn 2004: 341)¹⁹⁾。だとすると、環境アドヴォカシーや異議申し立ては特別に恐れ知らずな一部の研究者にのみ期待できる行いであり、したがって研究者の義務ではなく、スーパードロワーシヨンの領域に属する行いとしてとらえる方が適切ということになるのかもしれない²⁰⁾。もしそうであるならば、異議申し立てと知的抑圧についての倫理学的研究において何よりも必要となる作業は、そうした例外的な研究者についてのより詳細な事例研究であるだろう。もちろん、環境アドヴォカシーや異議申し立てを行うことによつて研究者が直面するリスクや圧力を縮小する社会的制度や規則、あるいはアドヴォカシーが正当化される諸条件などについての研究もなされるべきであるが、知的異議申し立ての主体であるということがどういふことなのかを理解することもまた、われわれには必要であるように思われる²¹⁾。

アドヴォカシーを行う主体に関して、もう一点論じておきたい。先に述べたように事実的前提の検討が環境アドヴォカシーにとつて重要であるならば、当然、ある特定の環境問題についての専門家こそが、その問題に関してアドヴォカシーを行うのに適任ということ

になるはずである。しかしながら、本論で扱った二つの事例では、異議申し立てというかたちで環境アドヴォカシーを行ったのは、研究者ではあつても、その問題の専門家とはみなされていないかかった人物たちであつた(どちらも、専門家以上に事実的調査を行った上で異議申し立てをしているのではあるが)。二人のラウトリーはどちらも元々は論理学や形而上学を専門とする哲学研究者であつて、森林管理の専門家ではなかつたし、カーソンはいくつかの理由から科学者共同体からは部外者とみなされていた。

部外者が異議申し立てをすることになった理由をラウトリーたちは、次のように説明している。当時の森林管理業界では知的抑圧とその可能性が余りにも明白であつたので、その内部の人間は誰もそんなことはできなかっただろう。したがつて、そうした申し立てが現われうるのは、業界内での抑圧とコントロールのメカニズムに引つかからないところからだけだつたらう、と (Routley & Plumwood 1986: 72)。

ここからまず言えるのは、異議申し立て、あるいは環境アドヴォカシーは、内部告発とは(重なる場合はあるにしても)区別して論じられなければならないということである。異議申し立てを行うのは、その業界内部の研究者である場合もあれば、そうでない場合もある。その上で「領域を逸脱する領域横断性」(Plumwood 2003: 8)を持つ、異議申し立てを可能にする潜在的可能性について検討する必要があるだろう。だが「部外者」の口出しなど、「専門家」たちによつて反発されたり、あるいは単に無視されたりするだけかもし

れない。領域を逸脱した異議申し立て者には、自分のその行いの正当性を示すことが求められる。この点について、ラウトリーたちは著作の第三版 (Routley & Routley 1973, 3rd ed. 1975) の謝辞において次のように述べている。

この本の内容の大部分を取り扱うにあたって、我々が自分たちの学者としての適性の外に踏み出しているという批判が当然なされるであろう。我々の返答は、いかなる単一の学問領域や個人も、その大部分が明らかに専門的森林管理者の領域外でもあるような問題を適切に取り扱うのに必要な全ての領域について適切な能力を持つていることはありそうもないというものである。科学の論理や方法論、確率と意思決定の理論について熟知していることは、ラジアータ・マツ *pinus radiata* の植物学的特徴について熟知していること（これはその領域のあらゆる側面における専門的技術を与えるものと慣習的にみなされている）と同様に、そのような領域を取り扱うための学問的背景の一つとして適切であるように我々には思われる。

慣習に基づいた科目分類は、しばしば非常に必要な仕事を妨害し、批判を押しこむために用いられる。とりわけ、この場合のように、慣習的に関連するとされてきた研究が特定イデオロギーと緊密に結びついている場合にそうなる。そうしなければ無視されてしまう重要な領域を扱うには、必要ならばアカデミックな世界での通念を犠牲にしても、こうした分類の外に踏み出すことがしばしばきわめて重要である、と我々は考える。……

つまり、森林管理を含む科学や技術や政策が環境破壊などのかた

ちで社会に影響を与える場合、それは領域横断的な問題としてとらえられるべきであり、したがって哲学者を含むさまざまな領域の研究者に意見を述べる資格があるというのである。もちろん、そうした意見は慣習的にその領域で支配的とみなされてきた価値観に挑戦するものである場合があり、そうした場合にその意見は異議申し立てとなる。そして本論の議論にとって何より重要なのは、慣習的な学問領域を踏み越えてでも自分たちが異議申し立てをしなければならぬとラウトリーたちが考え、それを行うための態度としてボクサーの態度を自らとつたという事実である。彼らのような研究者は例外だろうが、しかし彼らは唯一の例外ではない。これはわれわれの社会にとつて重要なことではないだろうか。

本論では、研究者が巻き込まれた知的抑圧の二つの事例を概観した上で、最後に研究者による異議申し立てや環境アドヴォカシーといった行いに関連して問われるべき研究者の倫理性に関わる諸問題を検討した。研究者たちが知的抑圧のリスクに直面しながら、なお知的異議申し立てを行うことがあるのはなぜか。また彼らは知的異議申し立てを行う自分自身について、どのように考えていたのか。本論が全体として提出した問いはこのように要約できるだろう。本論ではこの問いについての結論を出すことはできないが、「もしも私が沈黙をつづけるならば、私の心に安らぎはないでしょう」（ブルック 2007 = 1972: 下巻 113）というカーソンの言葉に、その答えの一端が示されているように思われる。環境を含む他者への倫理的関心と並んで、自分自身への倫理的関心を、われわれはこうした

研究者の事例から読み取るべきなのかもしれない。

その他に今後行うべき研究の一つは、シュレーダー＝フレチエツトの環境アドヴォカシーを環境問題に限定されない、異議申し立て一般に関わるアドヴォカシー概念として拡張しつつ、精密化するにとだろ。その際、学問の自由や内部告発といった関連する他の概念と比較するといった方法を通じて、その概念の分析を行うっていく必要がある。また知的抑圧については、本論で取り扱った以外の事例の収集や、事例間の比較といった作業が継続的に行われなければならない。なぜなら、そうした作業を通じてはじめて、知的抑圧の個々の事例をそれぞれ独立した事件としてだけでなく、繰り返し生じている現象の一つの表われとして把握し、より適切に分析することが可能になると考えられるからである。^(注)

参考文献

Australia National University 2003: *30th Anniversary Symposium on "The Fight for the Forests"*. (このシンポジウムのサマーの URL はズトのホームページ。本論で言及した関連論文のリンクから入手可也。 http://emmerschool.anu.edu.au/news_events/events/past_events/ffweb_index.php 2011/9/15 へアクセス論議)

Rachel Carson 1962: *Silent Spring*, Houghton Mifflin.

John Dargavel 2003: 'Re-reading *The Fight for the Forests*: an introduction', in *ANU 2003*.

Cheryl Glotfelty 2008: 'Carson Used War Metaphors to Make Her Point About Pesticides', reprinted in Gary Wiener ed. 2011: *The Environment in Rachel Carson's Silent Spring*, Green haven Press: 73-84.

Dominic Hyde 2008: 'Two In the Bush: The Environmental Philosophy of Val

Routley/Plumwood and Richard Routley/Sylvan', *Southerly* 69: 57-78.

Neil (Curry) Humphreys 2003: 'Influence of *The Fight for the Forests* on Forest Operations', in ANU 2003.

Robert R. Kuehn 2004: 'Suppression of Environmental Science', *American Journal of Law and Medicine* 30: 333-369.

Brian Martin 1986: 'Introduction', in Martin et al 1986: 1-7.

Brian Martin, C. M. Ann Baker, Clyde Maxwell & Cedric Pugh 1986: *Intellectual Suppression - Australian Case Histories, Analysis and Responses*, Angus & Robertson Publishers.

Cary Nelson 2010: *No University Is an Island: Saving Academic Freedom*, New York University Press.

Bryan G. Norton 2005: *Sustainability: A Philosophy of Adaptive Ecosystem Management*, The University of Chicago Press.

Val Plumwood 2003: 'The Fight for the Forests revisited', in ANU 2003.

Richard Routley & Val Plumwood 1986: 'The "Fight for the Forests" Affair', in Martin et al. 1986: 70-73.

Richard Routley & Val Routley 1972: 'Pine Planting and Environmental Irresponsibility', *Australian Quarterly* 44: 5-27.

Richard Routley & Val Routley 1973 (2nd ed. 1974, 3rd ed. 1975): *The Fight for the Forests: the Takeover of Australian Forests for Pines, Wood Chips and Intensive Forestry*, Research School of Social Sciences, Australian National University.

Ellen Schrecker 2010: *The Lost Soul of Higher Education: Corporatization, the Assault on Academic Freedom, and the End of the American University*, The New Press.

Kristin Shrader-Frechette 2000: 'Ethics and Environmental Advocacy', reprinted in Peter C. List ed. *Environmental Ethics and Forestry: A Reader*, Temple University Press: 209-220. (originally published as 'An Apologia for Activism: Global Responsibility, Ethical Advocacy and Environmental Problems' in Frederic Perre & Peter Hartel eds. 1994: *Ethics and*

- Environmental Policy*, University of Georgia Press: 178-194.)
- Lisa H. Sideris 2008: 'The Ecological Body: Rachel Carson, *Silent Spring*, and Breast Cancer', reprinted in Sideris & Moore 2008: 136-148. (初出は *Soundings: An Interdisciplinary Journal*, vol. 85, no. 1-2, 2002: 107-120.)
- Lisa H. Sideris & Kathleen Dean Moore eds.: 2008: *Rachel Carson: Legacy and Challenge*, State University of New York Press.
- Peter Singer 1990: 'Bioethics and Academic Freedom', *Bioethics* Volume 4 Number 1: 33-44.
- Michael Smith 2008: "'Silence, Miss Carson?': Science, Gender, and the Reception of *Silent Spring*", reprinted in Sideris & Moore 2008: 168-187. (初出は *Feminist Studies*, vol. 27, no. 3, 2001: 733-752.)
- 上山隆大 2010: 『アカデミック・キャピタリズムを超えて アメリカの大学と科学研究の現在』、N-T-T出版。
- 神崎宣次 2005: 「予防原則の三つの不明瞭さ」、『応用倫理学研究』第2号: 53-74.
- フランク・グレアム・ジュニア 1970: 『サイレント・スプリングの行くえ 自然の保護と人間の生態』田村三郎・上遠恵子訳、同文書院。(Frank Graham, Jr. 1970: *Since Silent Spring*, Fawcett World Library. の翻訳)
- ピューター・シンガー 1992: 「フイツと沈黙をせられたことについて」市野川容孝・加藤秀二訳、『みすず』三十四号-三十五号。(Peter Singer 1991: 'On Being Silenced in Germany', *The New York Review of Books* August 15: 36-42. の翻訳。なお、別の訳者による翻訳も存在する。)
- ポール・ブルックス 2007: 『レイチェル・カーソン』上下、上遠恵子訳、新潮社。(Paul Brooks 1972: *The House of Life*, Houghton Mifflin.)
- ブライアン・マーチン 1992: 「知性の抑圧：環境問題に関して科学者たちはなぜ発言することを恐れるのか」成田憲一訳。(この翻訳は <http://www2.next-nc.jp/sirayuki/s.0.html> で公開されている。元の論文は Brian Martin 1992: 'Intellectual Suppression: Why Environmental Scientists Are Afraid to Speak Out', *Habitat Australia* vol. 20 no. 3: 11-14. <http://www.uow.edu.au/~bmartin/pubs/92habitat.html> から入手できる。いずれの

注

- URL <http://2011/9/14> アクセス確認)
- ハンス・ヨナス 2010: 『責任という原理』新装版 加藤尚武訳、東信堂。(Hans Jonas 1979: *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik fuer technologische Zivilisation*, Insel Verlag.)
- (1) このような場合、学会も知的抑圧に対して断固とした態度をとるべきだろう。ケーンも述べているように「学会は、学者を攻撃することによって研究を抑圧しようとする努力は受け入れられないという立場をはっきりさせるべきであり、攻撃を受けている学者を保護すべきである。」(Kuehn 2004: 368)
- (2) 'Silence, Miss Carson' については *Chemical and Engineering News* 40 (Oct. 1, 1962): 60-61 に掲載された William Darby によるカーソンを攻撃する記事のタイトル。この記事はカーソンを攻撃した論説の代表として (Smith 2008 = 2002: 172-173、グレアム 1970 = 1970: 72) などで取り上げられている。
- (3) 当然のことではあるが、「男性の科学者」全てがカーソンの批判者だつたわけではないことに読者は注意しなければならない。ここで述べているのは、批判者のある部分集合を科学者かつ男性として特徴づけることができるということにすぎない。
- (4) カーソンは既に海の三部作として知られる『潮風の下で』(1941)『われらをめぐる海』(1951)、『海辺』(1951)を出版しており、ハーストセラール作家として名声を獲得していた。
- (5) 「……レイチェル・カーソンへの攻撃の多くは、彼女の「優雅な筆の運び」へのあいさつを前向きにして、書きはじめられている。カリフォルニアのモントローズ化学工業 (DDT の製造業者の一つ) の社長 P・ロスバークの〈サイレント・スプリング〉への評言は、この種のいんちきまでにはまっている。彼はつづいて、レイチェル・カーソンは、「科学者としてではなく、自然平衡の熱狂的な擁護者として」執筆したと言っ

- た」。また、「あしたのための寓話」と題された第一章において、カーソンは架空の町をつくり、それが農業によって破壊されていく姿を描いている。この章が批判者に「科学フィクション」だと決めつける余地を与え、「多くの科学者にソッポを向かせてしまった」という。以上、グレアム 1970 = 1970: 71, 78-79, より。また、Smith 2008 = 2002: 179, も参照のこと。
- (6) ハイド (Hyde 2008: 64) によれば、二人が著作のための作業をしている期間に、この論文が公表された。また、この論文は環境倫理学における最初のアカデミックな論文とされる。この点についてはハイドの論文の註 (14) も参照せよ。
- (7) ダガヴェルは著者たちのこのよう「ボクサー的」態度を、当時の文脈においては戦略として理解できなくもないが、森林管理において多様な価値観が考慮されるようになった現在においては適切とはいえない、と評価しているように思われる。なお、森林業界の価値の狭さを非難しているが著者たちも価値に関する狭量さを示しているのではないかというダガヴェルと同様の、しかしはるかに著者たちに批判的な調子での指摘を、同じシンポジウムでハンフリーズが行っている。(Humphreys 2003: 1-2) この点については本論の最後の節で検討する。
- (8) マーチンは、ある研究者の活動に対する「苦情」が直接当人ではなく、その上司等に伝えられる傾向があることを、知的抑圧の特徴の一つとして挙げている。(Martin 1986: 2)
- (9) この引用部のように、大学や研究機関に所属する研究者が異議申し立てを行った場合、そうした機関の研究として(公的な立場から)それを行ったのか、それとも個人としてそれを行ったのかという区別が問題になる場合がある。シンガールの例でも、ドルトムント大学がシンガールに講演の機会を与えたことに対する非難が、その取り消しの原因とされていた。この引用部では森林管理学部にとつてのエクスキューズとしてそうした区別が導入されているが、そうした区別は、その異議申し立てが問題視されないかぎり、必ずしも明確にはされないかもしれない。
- (10) この著作が持った影響力については (Hyde 2008: 63-64) で述べられている。
- (11) 本論で事例として取り上げた環境関連分野におけるこうした研究者はリチャード・シルヴァンを除いて全て女性であるが、このことは支配的な(男性的)価値観に対して異議申し立てがなされなければならないというエコフェミニズムの主張と本質的な関連を持つのか、それともこの領域において有名な研究者が関連した事例では偶然その研究者が女性であっただけなのかという点については、現時点では筆者には判断できない。ただし、ここで挙げた研究者の中でフェミニズムの立場を明確かつ自覚的にとっているのは、後年のヴァル・プラムウッドだけだろう。
- (12) たとえば最近のアメリカの大学がおかれている状況については次の二つの文献が参照になる。(Nelson 2010, Schrader 2010) また (Schrader-Frechette 2000 = 1994: 210-211) でも、こうした状況について論じられている。これらと同じ状況を、日本の大学の状況との比較において肯定的にとらえている文献としては (上山 2010) がある。
- (13) こうした実践の手立てについては (Martin et al. 1986: 243-252) を参照のこと。またアメリカ大学教授協会(AAUP)は、学問の自由、テニエア(による身分保障)、分担されたガバナンスを高等教育の独立性を支える「三本脚」であるとしてきた。この点については、(Nelson 2010) の特に第一章を参照せよ。
- (14) シュレーダー = フレチエットは、チェルノブイリの事故に際して周辺住民の退避を強く訴えなかつたために防げたはずの大量の死者が出たことを、アドヴォカシーの失敗の一つの例として挙げている。(Schrader-Frechette 2000 = 1994: 218)
- (15) このような考え方は予防原則とも呼ばれる。倫理的原理としての予防原則については (神崎 2005) を参照のこと。
- (16) カーソンの『沈黙の春』も「敵・味方」や「戦い」といった「冷戦時代のレトリック」を用いており、「埋めることのできないイデオロギー間の溝」という構図に基づいていること、そして現代の環境運動にもこのような戦争のレトリックが引き継がれていることをシェリル・グロトフェルティは指摘している (Glotfelty 2008 = 2000)。こうしたイデオロギー的対立に訴えることがもたらす懸念の一つは、相手を打ち倒す以外

に問題の解決はないという「ボクサー的態度」がエスカレートして、テロなどの暴力的手段にまで至る恐れであるという。

グロトフェルティの主張は、カーソンの時代にはイデオロギーの対立として環境問題を描写することは適切であったかもしれないが、現在においてもそうすることが環境問題を解決し、知的に決定を行うための適切なやり方なのか再考すべき時が来ているのではないかというものである(84)。本論の本文では「特定のイデオロギー(たとえば「環境主義」や「反原発」等)に強くコミットすることはどのようにして倫理的に正当化可能か」という方向で議論を進めているが、そのような議論の方向づけ自体に対して、実践的な問題解決を志向するプラグマティックな立場などから批判が向けられる可能性にも読者は留意すべきだろう。

なお、環境関連の領域におけるイデオロギー同士の衝突という問題については、ブライアン・ノートンが、価値多元主義的かつ民主的な問題解決のための(イデオロギーの対立に陥らない)新たな言語を發展させるというアプローチからの解決を検討している(Norton 2005)。この議論が成功しているかどうかは別として、グロトフェルティの主張の方向性で展開されている議論の一例とは言えるだろう。またノートンの議論は内容的には本論の本文の次の段落で説明しているシュレーダーフレチエットの立場と少なくとも部分的に一致している。にもかかわらず、ノートンが問題解決を阻害するものとしてイデオロギー性を避けることを目指すのに対して、シュレーダーフレチエットは党派的事であることを倫理的に要求するという点で、両者はイデオロギー性に対して対照的な立場をとっている。このことは環境問題における、あるいは応用倫理学全般において、問題解決とは何かを考える上で興味深い。

(17) この論点については、(神崎 2005)の第六節での議論を参照せよ。

(18) シュレーダーフレチエット自身は、たとえ後になつてそんな問題はなかったと結果的に判明することになった場合でも、異議申し立てが行われることによって、社会は問題の可能性に目を向け、それに関する知識を集める機会を得たという恩恵を受ける、などの議論を通じて正当性を補強しようとしている。(Shrader-Frechette 2000 = 1994: 215)

(19) 具体的に引用されているデータの一つ挙げると、大学の研究者として雇われているオーストラリアの環境科学者たちの半数が環境問題について意見を述べることによって科学者は自分のキャリアを危険に曝すことになると感じており、三分の一は環境問題についての見解を理由に不利益を受けている研究者のことを知っているという。

(20) この懸念について、筆者はシュレーダーフレチエットに直接聞いたことがある。彼女の返答は、アメリカでも自分の議論は理想主義的すぎる研究者像を述べているとよく言われる、しかし誰かが理想を述べなければならぬ、というものであった。この点に関して筆者は彼女に完全に同意する。

(21) ただし、こうした研究方針が「成功した」、あるいは事後的に社会によって発見された異議申し立て者がある種の道徳的ヒーローとして崇められるという過度に個人主義的な方向に行くのは望ましくないだろう。そのためにも、社会的制度や条件についての検討も並行して行われる必要があることは明らかである。

(22) 本論は科学研究費補助金 若手研究 (B) 「ポスト・環境プラグマティズムの時代における自然の価値の認識論の可能性」(代表者: 神崎宣次)の成果の一部である。